

原付講習の業務委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、原付講習の業務委託に関し、当該講習の実施に必要なかつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長

鑑野孝清



1 認定の審査に係る業務

法第108条の2第1項第6号に規定する原付講習

2 委託する期間

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）、令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）及び令和10年度（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）の各単年度

3 委託場所

鹿児島県内

4 認定基準

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）のとおりに

5 認定申請に必要な書類

認定申請は、次の場合に応じて、掲げる書類をそれぞれ提出するものとするが、鹿児島県警察本部交通部免許試験課（以下「免許試験課」という。）関係の複数の委託業務に申請する場合は、登記事項証明書等記載内容が同一である書類については、一部を原本とし、ほかは副本でも可とする。

(1) 原付講習の業務委託に関する認定を受けておらず、新たに同認定を申請する場合

同時に複数の講習会場について申請するときは、カ～コの書類は会場ごとに提出すること。

ア 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）

イ 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（申請日前3か月以内に法務局から交付されたものとする。）

エ 役員名簿（別記第2号様式）

オ 誓約書（別記第3号様式）

カ 委託業務従事者名簿（別記第4号様式）

キ 総括責任者履歴書

ク 雇用関係を証明する書類

ケ 設備一覧（別記第5号様式）

コ 講習指導員名簿（別記第6号様式）



- (2) 令和5年2月1日付けで原付講習の業務委託に関する認定を受けており、継続して同認定を申請する場合

次の書類を提出すること。ただし、役員に変更がない場合にあってはイ及びウの書類を、鹿児島県公安委員会指定自動車教習所において教習指導員として選任している者が同教習所で講習を実施する場合にあってはオ及びカの書類は提出を不要とする。

なお、同時に複数の講習会場について申請するときは、オ及びカの書類は会場ごとに提出すること。

ア 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）

イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（申請日前3か月以内に法務局から交付されたものとする。）

ウ 役員名簿（別記第2号様式）

エ 誓約書（別記第3号様式）

オ 設備一覧（別記第5号様式）

カ 講習指導員名簿（別記第6号様式）

6 認定申請関係書類の配布

(1) 配布期間等

令和8年1月5日から令和8年1月30日まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所等

ア 窓口配布

鹿児島県始良市東餅田3934番地

免許試験課自動車教習所係

イ 鹿児島県警察のウェブサイト内

7 提出期間等

(1) 提出期間等

令和8年1月19日から令和8年1月30日まで（県の休日を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

〒899-5421

鹿児島県始良市東餅田3934番地

免許試験課自動車教習所係

(3) 提出方法

ア (2)の提出場所へ直接持参すること。

イ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合



合は、配達を証明できるものとする。))。

8 認定審査に係る結果の通知方法

認定通知書による通知

9 認定の有効範囲

認定審査の結果、認定を受けた資格は、令和8年度、令和9年度及び令和10年度の原付講習の業務委託において、有効とする。

10 問合せ先

鹿児島県始良市東餅田3934番地

免許試験課自動車教習所係

電話 (0995) 65-2295

